

南知多町印刷物等広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、町の広報印刷物及びその他広告媒体として活用できる町有資産（以下「印刷物等」という。）への広告掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類、広告の規格等)

第2条 広告媒体の種類並びに広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、掲載料（予定価格である場合を含む。以下同じ。）及びその他の条件等は、当該印刷物等を所管する部等の長（以下「所管部長」という。）が別に定める。この場合において、所管部長は、総務課長と協議した上で決定しなければならない。

2 所管部長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集は、町の広報誌、WEBページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。この場合において、所管部長は、総務課長と協議した上で広告の募集方法を決定するものとする。

(広告の申込み)

第4条 町の印刷物等に広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）により、掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 前条の申込書を受理したときは、要綱第3条及び南知多町広告掲載審査基準（平成23年3月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、所管部長は、総務課長と協議した上で決定するものとする。

2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき、又は同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあったときは、別に定めた方法により選定する場合を除き、抽選により決定するものとする。

3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容並びに条件等について広告掲載希望者に通知（様式第2号）するものとする。

(契約の締結)

第6条 広告掲載を決定したときは、町と広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、双方で契約書を取り交わさなければならない。ただし、当該決定した広告掲載にかかる掲載料が50万円を超えない場合にあっては、広告主が広告掲載料を納付することによりこれに代えるものとする。

(広告掲載料の納付等)

第7条 広告主は、広告掲載料を町が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を町が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとす

る。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等が要綱第3条及び基準に抵触していると判断されるときは、町は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) その他印刷物等への広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消した場合においては、町は広告主に対し、その賠償の責めを負わないとともに、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 前条の規定にかかわらず、広告掲載の取り消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。
3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(適用除外)

第12条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第3条から第8条までの規定は適用しない。ただし、広告主が要綱第3条及び基準の規定に抵触する場合は、その広告を掲載しないものとする。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

南知多町長 様

申込者
住所（所在地）
名称及び代表者 印
連絡先
担当者職氏名
電話番号
Eメール

広告掲載申込書

南知多町印刷物等広告取扱要領第4条の規定に基づき、以下のとおり申し込みます。
また、南知多町が納税状況等について調査することに同意します。

広告主の業種 事業の概要	
広告の内容	
掲載希望期間 希望条件等	
広告掲載料	金 円
遵守事項	1. 南知多町の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。 2. 本町の町税の滞納はありません。
備考	

※掲載希望媒体毎、掲載希望期間・希望条件等毎に別葉としてください。

※町税等の滞納がないかを確認するため、他市町に納税している場合は、納税証明書を添付してください。

※南知多町に納税している場合は、本町によって納税状況を確認しますので、納税証明書の添付を省略できます。本書をもって、納税状況を確認することに同意したとみなします。

※町税とは、町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税とします。

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

様

南知多町長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載については、次のとおり決定しましたので、通知いたします。

- 広告掲載を決定しました。
- 残念ながら今回は広告掲載を見送らせていただきます。

掲載決定媒体の名称	
掲載決定箇所・位置等	
掲載期間等	
掲載料金	金 円（消費税込み）
掲載料金の納付期限	年 月 日（ ）まで
広告原稿の提出期限	年 月 日（ ）まで
備考	

掲載しない場合 その理由	
-----------------	--